

議案第62号

飯能市手数料条例の一部を改正する条例（案）

飯能市手数料条例（平成12年条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第2第19号中「第35号、第37号、第41号、第43号、第45号又は第47号」を「第39号、第41号、第45号、第47号、第49号又は第51号」に改め、同表中第57号を第61号とし、第41号から第56号までを4号ずつ繰り下げ、同表第40号中「第42号」を「第46号」に改め、同表中同号を第44号とし、第36号から第39号までを4号ずつ繰り下げ、同表第35号中「第37号、第41号、第43号、第45号及び第47号」を「第41号、第45号、第47号、第49号及び第51号」に改め、同号を同表第39号とし、同表第34号金額の欄ア中「第36号」を「第40号」に、「第37号」を「第41号」に改め、同欄イ中「第36号」を「第40号」に改め、同表中同号を第38号とし、第30号から第33号までを4号ずつ繰り下げ、同表第29号の次に次の4号を加える。

30 建築基準法第86条の8第1項の規定に基づく全体計画の認定の申請に対する審査	全体計画の認定申請手数料	1件につき	27,000円
31 建築基準法第86条の8第3項（同法第87条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく全体計画の変更の認定の申請に対する審査	全体計画の変更の認定申請手数料	1件につき	27,000円
32 建築基準法第87条の2第1項の規定に基づく用途の変更に伴	用途の変更に伴う工事に係る全体	1件につき	27,000円

う工事に係る全体計画の認定の申請に対する審査	計画の認定申請手数料	
33 建築基準法第87条の3第5項の規定に基づく用途を変更して興行場等とする建築物の使用に係る許可の申請に対する審査	興行場等に用途を変更する建築物の使用許可申請手数料	1件につき 120,000円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年9月6日提出

飯能市長 大久保 勝

飯能市手数料条例新旧対照表

改正後			改正前		
別表第2 (第2条関係)			別表第2 (第2条関係)		
種類		金額	種類		金額
事務	名称		事務	名称	
1～18 省略			1～18 省略		
19	建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定に基づく建築物に関する確認の申請(第39号、第41号、第45号、第47号、第49号又は第51号に規定する審査に係るものを除く。)又は同法第18条第2項の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査	省略	19	建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定に基づく建築物に関する確認の申請(第35号、第37号、第41号、第43号、第45号又は第47号に規定する審査に係るものを除く。)又は同法第18条第2項の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査	省略
20～29 省略			20～29 省略		

30 建築	全体計	1件につき	27,000円
基準法第 86条の 8第1項 の規定に 基づく全 体計画の 認定の申 請に対す る審査	画の認 定申請 手数料		
31 建築	全体計	1件につき	27,000円
基準法第 86条の 8第3項 (同法第 87条の 2第2項 において 準用する 場合を含 む。)の規 定に基づ く全体計 画の変更 の認定の 申請に対 する審査	画の変 更の認 定申請 手数料		
32 建築	用途の	1件につき	27,000円
基準法第 87条の 2第1項 の規定に 基づく用 途の変更 に伴う工	変更 に伴う工 事に係 る全体 計画の 認定申 請手数		

事に係る 全体計画 の認定の 申請に対 する審査	料	
3.3 建築 基準法第 87条の 3第5項 の規定に 基づく用 途を変更 して興行 場等とす る建築物 の使用に 係る許可 の申請に 対する審 査	興行場 等に用 途を変 更する 建築物 の使用 許可申 請手数 料	1件につき 120,000円
3.4 省略		
3.5 省略		
3.6 省略		
3.7 省略		
3.8 長期優 良住宅の普 及の促進に 関する法律 (平成20 年法律第 87号)第 5条第1項 から第3項 までの規定 に基づく長	長期優 良住宅 建築等 計画認 定申請 手数料	ア 長期優良住宅建築等計画が長 期優良住宅の普及の促進に関す る法律第6条第1項各号に掲げ る基準に適合していることを示 す書類(住宅の品質確保の促進等 に関する法律(平成11年法律第 81号)第5条第1項に規定する 登録住宅性能評価機関が作成し たものに限る。第40号において 同じ。)が提出された場合 (7) 省略

3.0 省略		
3.1 省略		
3.2 省略		
3.3 省略		
3.4 長期優 良住宅の普 及の促進に 関する法律 (平成20 年法律第 87号)第 5条第1項 から第3項 までの規定 に基づく長	長期優 良住宅 建築等 計画認 定申請 手数料	ア 長期優良住宅建築等計画が長 期優良住宅の普及の促進に関す る法律第6条第1項各号に掲げ る基準に適合していることを示 す書類(住宅の品質確保の促進等 に関する法律(平成11年法律第 81号)第5条第1項に規定する 登録住宅性能評価機関が作成し たものに限る。第36号において 同じ。)が提出された場合 (7) 省略

<p>期優良住宅 建築等計画 の認定の申 請に対する 審査（次号 に規定する 審査を除 く。）</p>	<p>(イ) 共同住宅等 次に掲げる区 分に応じそれぞれ次に定める 額</p> <p>a 新築のも の 1 件につ き 13,000円 (ただし、1の建 築物において同時 に2以上の住戸の 申請があったとき は、1件につき、 13,000円を 当該申請があった 住戸の合計数（以 下この号から第 41号までにおい て「申請住戸数」 という。）で除し て得た金額（その 金額に100円未 満の端数がある ときは、これを切り 捨てる。))</p> <p>b 省略</p> <p>イ 住宅の品質確保の促進等に関 する法律第6条第1項の設計住 宅性能評価書(長期優良住宅の普 及の促進に関する法律第6条第 1項第1号に掲げる基準に適合 しているものに限る。第40号に おいて同じ。)の写しが提出され た場合 (7)～(イ) 省略</p> <p>ウ 省略</p>		<p>期優良住宅 建築等計画 の認定の申 請に対する 審査（次号 に規定する 審査を除 く。）</p>	<p>(イ) 共同住宅等 次に掲げる区 分に応じそれぞれ次に定める 額</p> <p>a 新築のも の 1 件につ き 13,000円 (ただし、1の建 築物において同時 に2以上の住戸の 申請があったとき は、1件につき、 13,000円を 当該申請があった 住戸の合計数（以 下この号から第 37号までにおい て「申請住戸数」 という。）で除し て得た金額（その 金額に100円未 満の端数がある ときは、これを切り 捨てる。))</p> <p>b 省略</p> <p>イ 住宅の品質確保の促進等に関 する法律第6条第1項の設計住 宅性能評価書(長期優良住宅の普 及の促進に関する法律第6条第 1項第1号に掲げる基準に適合 しているものに限る。第36号に おいて同じ。)の写しが提出され た場合 (7)～(イ) 省略</p> <p>ウ 省略</p>	
<p>39 長期優</p>	<p>建築基</p>		<p>35 長期優</p>	<p>建築基</p>	<p>ア 省略</p>

良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（同法第6条第2項の規定による建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出を伴う場合に限る。）

準関係規定の適合について
の審査の申出を伴う
長期優良住宅建築等計画認定申請手数料

イ 建築基準法第6条第5項又は第18条第4項の構造計算適合性判定（以下「構造計算適合性判定」という。）の実施の申出を伴う場合 1件につき前号金額の欄に定める額（ア(イ) a及びb、イ(イ)並びにウ(イ) a及びbのただし書の部分を除く。）に、第19号で定めるところにより算定した金額及び構造計算適合性判定を行おうとする1の建築物（建築基準法第20条第2項の規定により建築物の部分が別の建築物とみなされる場合は、当該建築物の部分）ごとに次の額を加算して得た額（共同住宅等については、その金額を申請住戸数で除して得た金額（その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。））

(ア) 省略

(イ) 構造計算が建築基準法第20条第1項第2号イ又は第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラム（第41号、第45号、第47号、第49号及び第51号において「大臣認定プログラム」とい

良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（同法第6条第2項の規定による建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出を伴う場合に限る。）

準関係規定の適合について
の審査の申出を伴う
長期優良住宅建築等計画認定申請手数料

イ 建築基準法第6条第5項又は第18条第4項の構造計算適合性判定（以下「構造計算適合性判定」という。）の実施の申出を伴う場合 1件につき前号金額の欄に定める額（ア(イ) a及びb、イ(イ)並びにウ(イ) a及びbのただし書の部分を除く。）に、第19号で定めるところにより算定した金額及び構造計算適合性判定を行おうとする1の建築物（建築基準法第20条第2項の規定により建築物の部分が別の建築物とみなされる場合は、当該建築物の部分）ごとに次の額を加算して得た額（共同住宅等については、その金額を申請住戸数で除して得た金額（その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。））

(ア) 省略

(イ) 構造計算が建築基準法第20条第1項第2号イ又は第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラム（第37号、第41号、第43号、第45号及び第47号において「大臣認定プログラム」とい

		う。)により行 われるもの 120,700円
40 省略		
41 省略		
42 省略		
43 省略		
44 都市の 低炭素化の 促進に関す る法律（平 成24年法 律第84 号）第53 条第1項の 規定に基づ く低炭素建 築物新築等 計画の認定 の申請に対 する審査 （次号に規 定する審査 を除く。）	低炭素 建築物 新築等 計画認 定申請 手数料	次に掲げる額を合算して得た金額 ア 低炭素建築物新築等計画が都 市の低炭素化の促進に関する法 律第54条第1項各号に掲げる 基準に適合していることを示す 書類又はこれに類する書類とし て市長が別に定めるものが提出 された場合 (7) 省略 (イ) 住宅用途を含む建築物の住 戸部分 次に掲げる区分に応 じそれぞれ次に定める額 a 申請に係る1 の建築物の住戸 のうち同時に申 請された住戸の 数（以下この号 及び第46号に おいて「申請住 戸数」とい う。）が1戸の もの1件につ き 5,000円 b～d 省略 (ウ) 省略 イ 省略
45 省略		
46 省略		
47 省略		

		う。)により行 われるもの 120,700円
36 省略		
37 省略		
38 省略		
39 省略		
40 都市の 低炭素化の 促進に関す る法律（平 成24年法 律第84 号）第53 条第1項の 規定に基づ く低炭素建 築物新築等 計画の認定 の申請に対 する審査 （次号に規 定する審査 を除く。）	低炭素 建築物 新築等 計画認 定申請 手数料	次に掲げる額を合算して得た金額 ア 低炭素建築物新築等計画が都 市の低炭素化の促進に関する法 律第54条第1項各号に掲げる 基準に適合していることを示す 書類又はこれに類する書類とし て市長が別に定めるものが提出 された場合 (7) 省略 (イ) 住宅用途を含む建築物の住 戸部分 次に掲げる区分に応 じそれぞれ次に定める額 a 申請に係る1 の建築物の住戸 のうち同時に申 請された住戸の 数（以下この号 及び第42号に おいて「申請住 戸数」とい う。）が1戸の もの1件につ き 5,000円 b～d 省略 (ウ) 省略 イ 省略
41 省略		
42 省略		
43 省略		

<u>4 8</u> 省略
<u>4 9</u> 省略
<u>5 0</u> 省略
<u>5 1</u> 省略
<u>5 2</u> 省略
<u>5 3</u> 省略
<u>5 4</u> 省略
<u>5 5</u> 省略
<u>5 6</u> 省略
<u>5 7</u> 省略
<u>5 8</u> 省略
<u>5 9</u> 省略
<u>6 0</u> 省略
<u>6 1</u> 省略

<u>4 4</u> 省略
<u>4 5</u> 省略
<u>4 6</u> 省略
<u>4 7</u> 省略
<u>4 8</u> 省略
<u>4 9</u> 省略
<u>5 0</u> 省略
<u>5 1</u> 省略
<u>5 2</u> 省略
<u>5 3</u> 省略
<u>5 4</u> 省略
<u>5 5</u> 省略
<u>5 6</u> 省略
<u>5 7</u> 省略

第三百三十七条の十四第三号ロ中「第百二十二条第三項第一号イ」を「第百二十二条第十八項第一号イ」に改める。

第三百三十八条の三の見出し中「定期報告」を「維持保全に関する準則の作成等」に改め、同条中「第十二条第一項」を「第八条第二項第一号の政令で定める昇降機等、法第八十八条第一項において準用する法第十二条第一項」に改める。

第四百四十五条第一項第二号イ中「第百二十二条第三項第一号イ」を「第百二十二条第十八項第一号イ」に改める。

第四百四十六条第一項中「第八十七条の二」を「第八十七条の四」に改める。

第四百四十七条第一項中「第百二十九条の二の四」を「第百二十九条の二の三」に改め、同条第四項中「及び第四号」を「又は第四号」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 災害があつた場合において建築物の用途を変更して法第八十七条の三第二項に規定する公益的建築物として使用するときにおける当該公益的建築物（以下この項において単に「公益的建築物」という。）の建築物の用途を変更して同条第五項に規定する興行場等とする場合における当該興行場等及び建築物の用途を変更して同条第六項に規定する特別興行場等とする場合における当該特別興行場等（いずれも高さが六十メートル以下のものに限る。）については、第二十二條、第二十八條から第三十條まで、第四十六條、第四十九條、第百二十二條、第百二十四條、第五章の二、第二十九條の十三の二及び第百二十九條の十三の三の規定は適用せず、公益的建築物については、第四十一條から第四十三條まで及び第五章の規定は適用しない。

第四百四十七條の二中「第八十七條の二」を「第八十七條の四」に改める。

第四百四十八條第二項第一号中「第十條」を「第九條の四（法第八十八條第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、法第十條」に「除く。」を「除き、法第八十七條の二第二項において準用する場合を含む。）、法第八十七條の二第一項、法第八十七條の三第三項及び第五項」に改め、同項第二号中「第五十三條第五項」を「第五十三條第六項」に、「第六十七條の三第三項第二号」を「第六十七條第三項第二号」に改める。

第四百四十九條第二項第一号中「第八十七條の二」を「第八十七條の四」に、「以下この項」を「次号」に改める。

（宅地建物取引業法施行令の一部改正）

第二条 宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）の一部を次のように改正する。

第二条の五第二号中「及び第五項第三号」を「第五項及び第六項第三号」に、「第六十七條の三第三項第二号」を「第六十七條第三項第二号」に改める。

第三条第一項第二号中「第六項まで」を「第八項まで」に、「第六十二條、第六十七條の三第一項」を「第六十七條第一項」に改める。

（地方住宅供給公社法施行令等の一部改正）

第三条 次に掲げる政令の規定中「第八十七條の二」を「第八十七條の四」に改める。

一 地方住宅供給公社法施行令（昭和四十年政令第九十八号）第二条第一項第一号

二 地方道路公社法施行令（昭和四十五年政令第二百二号）第十条第一項第二号

三 日本下水道事業団法施行令（昭和四十七年政令第二百八十六号）第七条第一項第二号

四 独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）第五十六條第一項第一号

五 国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）第二十五條第一項第七号

六 独立行政法人国立高等専門学校機構法施行令（平成十五年政令第四百七十九号）第二条第一項第一号

七 独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）第十六條第一項第六号

八 独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第六十号）第三十四條第一項第二号

（都市再開発法施行令の一部改正）

第四条 都市再開発法施行令（昭和四十四年政令第二百三十二号）の一部を次のように改正する。

第一条の四第一項中「建べい率」を「建蔽率」に改め、「若しくは第六十二條」を削り、「第六十三條」を「第六十二條」に改める。

（沖繩の復帰に伴う建設省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部改正）
第五条 沖繩の復帰に伴う建設省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百十五号）の一部を次のように改正する。

第九十六條中「第六十一條若しくは第六十二條第一項」を「若しくは第六十一條」に改め、「建築基準法第六十一條と第六十二條第一項の規定又は」を削り、「各項の規定は、それぞれ」を「各項の規定は」に改める。

（不動産特定共同事業法施行令の一部改正）
第六条 不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）の一部を次のように改正する。

第七条第二号中「及び第五項第三号」を「第五項及び第六項第三号」に、「第六十七條の三第三項第二号」を「第六十七條第三項第二号」に改める。

（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令の一部改正）
第七条 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令（平成九年政令第三百二十四号）の一部を次のように改正する。

第十五條第三号中「耐火建築物又は準耐火建築物」を「耐火建築物等又は準耐火建築物等」に改める。

（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令の一部改正）
第八条 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）の一部を次のように改正する。

第二十八條第一項第一号中「第八十七條の二」を「第八十七條の四」に改める。

附則第三條の表中「平成三十一年七月三十一日」を「令和元年七月三十一日」に、「平成三十一年九月二十日」を「令和元年九月二十日」に、「平成三十二年一月三十一日」を「令和二年一月三十一日」に、「平成三十二年三月二十日」を「令和二年三月二十日」に、「平成三十二年七月三十一日」を「令和二年七月三十一日」に、「平成三十三年一月三十一日」を「令和三年一月三十一日」に、「平成三十三年三月二十日」を「令和三年三月二十日」に、「平成三十三年七月三十一日」を「令和三年七月三十一日」に、「平成三十四年一月三十一日」を「令和四年一月三十一日」に、「平成三十四年三月二十日」を「令和四年三月二十日」に、「平成三十四年七月三十一日」を「令和四年七月三十一日」に、「平成三十五年一月三十一日」を「令和五年一月三十一日」に、「平成三十五年七月三十一日」を「令和五年七月三十一日」に改める。

（官公庁施設の建設等に関する法律第十二條第一項の規定によりその敷地及び構造に係る劣化の状況の点検を要する建築物を定める政令の一部改正）
第九条 官公庁施設の建設等に関する法律第十二條第一項の規定によりその敷地及び構造に係る劣化の状況の点検を要する建築物を定める政令（平成十七年政令第九十三号）の一部を次のように改正する。

本則中「規定する建築物」の下に「及び災害があつた場合において建築物の用途を変更して同法第八十七條の三第二項に規定する公益的建築物として使用するときにおける当該公益的建築物」を加える。

（施行期日）
第一条 この政令は、建築基準法の一部を改正する法律の施行の日（令和元年六月二十五日）から施行する。ただし、第八条中独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令附則第三條の表の改正規定は、公布の日から施行する。

建築基準法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和元年六月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二十九号

建築基準法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、建築基準法の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十七号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

建築基準法の一部を改正する法律の施行期日は、令和元年六月二十五日とする。

内閣総理大臣 安倍 晋三

総務大臣 石田 真敏

厚生労働大臣 根本 匠

国土交通大臣 石井 啓一

防衛大臣 岩屋 毅

附則

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条の規定 公布の日
二 第一条の規定並びに次条並びに附則第三条、第九条及び第十五条（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二十四条の改正規定に限る。）の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

（経過措置）

第二条 第一条の規定の施行の際現に存する同条の規定による改正前の建築基準法（次項において「旧法」という。）第四十二条第一項第三号に掲げる道に該当するものは、第一条の規定による改正後の建築基準法（次項において「新法」という。）第四十二条第一項第三号に掲げる道に該当するものとみなす。

2 第一条の規定の施行の際現に存する旧法第四十二条第二項に規定する道に該当するものは、新法第四十二条第二項に規定する道に該当するものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第三条 この法律（附則第一条第二号に掲げる規定については、当該規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。）

（政令への委任）

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の建築基準法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（消防法及び沖縄振興開発金融公庫法の一部改正）

第六条 次に掲げる法律の規定中「第八十七条の二」を「第八十七条の四」に改める。

一 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第七條第一項ただし書
二 沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第三十五條の五

（自衛隊法の一部改正）

第七条 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第百五十五條の七中「建築基準法」を「建築基準法」に改め、「規定を」の下に「当該部隊等が建築物の用途を変更して他の用途の建築物として使用する場合における当該他の用途の建築物については同法第八十七条の三第一項本文、第三項本文及び第四項の規定を、それぞれ」を加え「同条第三項本文」を「同法第八十五条第三項本文」に改め「平成十五年法律第七十九号」の下に「以下「事態対処法」という。」を「おいても」との下に「同項本文及び同法第八十七条の三第三項本文中」を「その許可」の下に「と、同項本文中」その用途の変更を完了した後三月を超えて」とあるのは「自衛隊法第七十六条第二項若しくは事態対処法第九條第十一項後段の規定による撤収を命ぜられ、又は自衛隊法第七十七条の二の規定による命令が解除された後においても」を加える。

（沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正）

第八条 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

（都市緑地法の一部改正）
第百四十八條第二項中「第六十六條」を「第六十四條」に改める。

（都市緑地法の一部改正）

第九条 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。
第四十二条第四号中「第八十五条第五項」の下に「又は第六項」を加える。

（建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部改正）

第十条 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

第十七条第三項第四号中「第六十一条又は第六十二条第一項」を削り、同項第六号中「建べい率」を「建蔽率」に、「建べい率関係規定」を「建蔽率関係規定」に改め、同条第七号中「第六十一条又は第六十二条第一項」を削り、同条第九号中「建べい率関係規定」を「建蔽率関係規定」に改める。
（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律の一部改正）

第十一条 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の一部改正）

第十二条 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。
第二条第八号及び第九号を次のように改める。
八 耐火建築物等 建築基準法第五十三条第三項第一号に規定する耐火建築物等をいう。
九 準耐火建築物等 建築基準法第五十三条第三項第一号に規定する準耐火建築物等をいう。
第五条第一項第二号並びに第四十五条第一項第二号及び第一号中「耐火建築物又は準耐火建築物」を「耐火建築物等又は準耐火建築物等」に改める。
第一百八条第一項第一号口中「第六十七条の三第一項」を「第六十七条第一項」に改め、同項第二号中「耐火建築物」を「耐火建築物等」に改め、「受けている」の下に「同法第二条第九号の二に規定する」を加え、「同法第二条第七号」を「同条第七号」に、「準耐火建築物」を「準耐火建築物等」に改め、同項第三号イ中「第六十七条の三第三項」を「第六十七条第三項」に、「建べい率」を「建蔽率」に改める。

（都市再生特別措置法の一部改正）

第十三条 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）の一部を次のように改正する。
第十九条の十七第三項中「第八十六条の八第一項」の下に「若しくは第八十七条の二第二項」を加え、同条第四項中「若しくは第八十六条の八第一項」を「第八十六条の八第一項若しくは第八十七条の二第二項」に改める。
（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の一部改正）

第十四条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第二百十二号）の一部を次のように改正する。

（都道府県知事）を「都道府県知事」に改め、「について」の下に「建築基準法第八十七条の三第一項本文、第三項及び第四項の規定は都道府県知事が建築物の用途を変更して臨時の収容施設等として使用する場合における当該臨時の収容施設等について、それぞれ」を加える。

第八十七条の二中「前条第一項」を「第八十七条第一項」に改め、同条を第八十七条の四とし、第八十七条の次に次の二条を加える。

（既存の一の建築物について二以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和）

第八十七条の二 第三条第二項の規定により第二十七条等の規定の適用を受けない一の建築物について二以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合（第八十六条の八第一項に規定する場合に該当する場合を除く。）において、特定行政庁が当該二以上の工事の全体計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときにおける第三条第二項及び前条第三項の規定の適用については、第三条第二項中「建築、修繕若しくは模様替の工事中の一」とあるのは「第八十七条の二第一項の規定を受けた全体計画に係る二以上の工事の工事中若しくはこれらの工事の間の」と、前条第三項中「準用する」とあるのは「準用する。ただし、次条第一項の規定を受けた全体計画に係る二以上の工事のうち最後の工事に着手するまでは、この限りでない」とする。

一 一の建築物の用途の変更に伴う工事を二以上の工事に分けて行うことが当該建築物の利用状況その他の事情によりやむを得ないものであること。
二 全体計画に係る全ての工事の完了後において、当該全体計画に係る建築物及び建築物の敷地が建築基準法令の規定に適合することとなること。
三 全体計画に係るいずれの工事の完了後においても、当該全体計画に係る建築物及び建築物の敷地について、交通上の支障、安全上、防火上及び避難上の危険性並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害性が増大しないものであること。

2 第八十六条の八第二項から第六項までの規定は、前項の規定について準用する。
（建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の制限の緩和）

第八十七条の三 非常災害があつた場合において、非常災害区域等内にある建築物の用途を変更して災害救助用建築物（住宅、病院その他これらに類する建築物で、国、地方公共団体又は日本赤十字社が災害救助のために使用するものをいう。第三項及び第一項第十六号において同じ。）として使用するとき（その災害が発生した日から一月以内に当該用途の変更着手するときに限る。）における当該災害救助用建築物については、建築基準法令の規定は、適用しない。ただし、非常災害区域等のうち防火地域内にある建築物については、この限りでない。

2 災害があつた場合において、建築物の用途を変更して公益的建築物（学校、集会所その他これらに類する公益上必要な用途に供する建築物をいう。次項及び第百一条第一項第十六号において同じ。）として使用するときにおける当該公益的建築物については、第十二条第一項から第四項まで、第二十一条、第二十二條、第二十六條、第三十條、第三十四條第二項、第三十五條、第三十六條（第二十一条、第二十六條、第三十條、第三十四條第二項、第三十五條、第三十六條、第四十條、第三十條並びに第八十七条第一項及び第二項の規定は、適用しない。）、第三十九條、第四十條、第三十條並びに第八十七条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

3 建築物の用途を変更して第一項の災害救助用建築物又は前項の公益的建築物とした者は、その用途の変更を完了した後三月を超えて当該建築物を引き続き災害救助用建築物又は公益的建築物として使用しようとする場合においては、その超えることとなる日前に、特定行政庁の許可を受けなければならない。ただし、当該許可の申請をした場合において、その超えることとなる日前に当該申請に対する処分がされないときは、当該処分がされるまでの間は、当該建築物を引き続き災害救助用建築物又は公益的建築物として使用することができる。

4 特定行政庁は、前項の許可の申請があつた場合において、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、二年以内の期間を限つて、その許可をすることができる。

5 特定行政庁は、建築物の用途を変更して興行場等（興行場、博覧会建築物、店舗その他これらに類する建築物をいう。以下同じ。）とする場合における当該興行場等について安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、一年以内の期間（建築物の用途を変更して代替建築物（建築物の工事を施工するためその工事期間中当該従前の建築物に代えて使用する興行場、店舗その他これらに類する建築物をいう。）とする場合における当該代替建築物については、特定行政庁が当該工事の施工上必要と認める期間）を定めて、当該建築物を興行場等として使用することを許可することができる。この場合においては、第十二条第一項から第四項まで、第二十一条、第二十二條、第二十四條、第二十六條、第二十七條、第三十四條第二項、第三十五條の二、第三十五条の三、第三章及び第八十七条第二項の規定は、適用しない。

6 特定行政庁は、建築物の用途を変更して特別興行場等（国際的な規模の会議又は競技会の用に供することその他の理由により一年を超えて使用する特別の必要がある興行場等をいう。以下この項において同じ。）とする場合における当該特別興行場等について、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該特別興行場等の使用上必要と認める期間を定めて、当該建築物を特別興行場等として使用することを許可することができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。

7 特定行政庁は、前項の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならない。

第八十八条第三項中「第六十六条」を「第六十四条」に改める。

第九十一条中「第六十七条の三第一項」を「第六十七条第一項」に改める。

第九十三条第一項ただし書及び第四項並びに第九十四条第一項中「第八十七条の二」を「第八十七条の四」に改める。

第九十八条第一項第三号及び第五号中「防火壁」の下に「防火床」を加える。

第九十九条第一項第一号から第三号までの規定中「第八十七条の二」を「第八十七条の四」に改め、同項第八号中「から第六十四条まで、第六十六条、第六十七条の三第一項」を「第六十二条、第六十四条、第六十七條第一項」に改める。

第一百一条第一項第三号中「第六十七條の三第三項」を「第六十七條第三項」に改め、同項第十五号中「第八十七條の二」を「第八十七條の四」に改め、同号を同項第十八号とし、同項第十四号の次に次の三号を加える。

十五 第八十七條の三第三項の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

十六 第八十七條の三第四項の規定により特定行政庁が定めた期間を超えて当該建築物を災害救助用建築物又は公益的建築物として使用した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

十七 第八十七條の三第五項又は第六項の規定により特定行政庁が定めた期間を超えて当該建築物を興行場等として使用した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

第一百三十三条第一号及び第三号中「第八十七條の二」を「第八十七條の四」に改め、同条第四号中「第八十六条の八第四項」の下に「（第八十七條の二第二項において準用する場合を含む。）」を加える。

第一百五條第一号中「防火壁」の下に「防火床」を加え、から第六十四条まで、第六十六条又は第六十七條の三第一項」を「第六十二条、第六十四條又は第六十七條第一項」に改める。別表第一中「第六六條」の下に「第二十一条」を加える。

第二条 建築基準法の一部を次のように改正する。

目次中「防火地域」の下に「及び準防火地域」を加え、「第六十七條の二」を「第六十六條に」、「第六十七條の三・第六十七條の四」を「第六十七條・第六十七條の二」に改める。
第二条第六号中「の中心線」の下に「(口において「隣地境界線等」という。)」を加え、同号ただし書を次のように改める。

ただし、次のイ又はロのいずれかに該当する部分を除く。
イ 防火上有効な公園、広場、川その他の空地又は水面、耐火構造の壁その他これらに類するものに面する部分

ロ 建築物の外壁面と隣地境界線等との角度に応じて、当該建築物の周囲において発生する通常の火災時における火熱により燃焼するおそれのないものとして国土交通大臣が定める部分
第三条第三項第二号中「第六十一條若しくは第六十二條」を「若しくは第六十一條に改める。
第六条第一項第一号中「百平方メートル」を「二百平方メートル」に改める。
第八条第二項中「第十二條第一項に規定する」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、国、都道府県又は建築主事を置く市町村が所有し、又は管理する建築物については、この限りでない。
第八条第二項に次の各号を加える。

一 特殊建築物で安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定めるもの
二 前号の特殊建築物以外の特殊建築物その他政令で定める建築物で、特定行政庁が指定するもの

第八条に次の一項を加える。
3 国土交通大臣は、前項各号のいずれかに該当する建築物の所有者又は管理者による同項の準則又は計画の適確な作成に資するため、必要な指針を定めることができる。
第九条の三の次に次の一条を加える。
(保安上危険な建築物等の所有者等に対する指導及び助言)

第九条の四 特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備(いずれも第三条第二項の規定により次章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。)について、損傷、腐食その他の劣化が生じ、そのまま放置すれば保安上危険となり、又は衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、修繕、防腐措置その他当該建築物又はその敷地の維持保全に関し必要な指導及び助言をすることができる。

第十条の見出しを「著しく保安上危険な建築物等の所有者等に対する勧告及び命令」に改め、同条第一項及び第三項中「第二章」を「次章」に改める。
第十二條第一項、第二項及び第四項中「置く市町村」を「置く市町村が所有し、又は管理する」に改める。

第十八條第一項中「第十条まで」を「第九条の三まで、第十条」に改める。
第十八條の三第一項中「第八十七條の二」を「第八十七條の四」に改める。
第二十一條第一項を次のように改める。

次の各号のいずれかに該当する建築物(その主要構造部(床、屋根及び階段を除く。))の政令で定める部分の全部又は一部に木材、プラスチックその他の可燃材料を用いたものに限る。は、その主要構造部を通常火災終了時間(建築物の構造、建築設備及び用途に応じて通常の火災が消火の措置により終了するまでに通常要する時間をいう。)が経過するまでの間当該火災による建築物

の倒壊及び延焼を防止するために主要構造部に必要とされる性能に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。ただし、その周囲に延焼防止上有効な空地で政令で定める技術的基準に適合するものを有する建築物については、この限りでない。

一 地階を除く階数が四以上である建築物
二 高さが十六メートルを超える建築物
三 別表第一(欄)欄項目又は(内)項に掲げる用途に供する特殊建築物で、高さが十三メートルを超えるもの

第二十三條中「第六十二條第二項」を「第六十一條」に改める。
第二十六條の見出しを「防火壁等」に改め、同条中「の防火壁」の下に「又は防火床」を加え、同条ただし書中「二」を「いずれかに」に改め、同条第二号中「建築物で」の下に「次」を加える。

第二十七條第一項第一号中「もの」の下に「階数が三で延べ面積が二百平方メートル未満のもの(同表(ロ)欄に掲げる階を同表(ロ)欄(二)項に掲げる用途で政令で定めるものに供するものにあつては、政令で定める技術的基準に従つて警報設備を設けたものに限る。))」を加え、同条第四号中「ないもの」の下に「階数が三以下で延べ面積が二百平方メートル未満のものを除く。))」を加え、同条第三項第一号中「及び」を「又は」に改める。
第三十條を次のように改める。

(長屋又は共同住宅の各戸の界壁)
第三十條 長屋又は共同住宅の各戸の界壁は、次に掲げる基準に適合するものとしなければならない。

一 その構造が、隣接する住戸からの日常生活に伴い生ずる音を衛生上支障がないように低減するために界壁に必要とされる性能に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであること。
二 小屋裏又は天井裏に達するものであること。

2 前項第二号の規定は、長屋又は共同住宅の天井の構造が、隣接する住戸からの日常生活に伴い生ずる音を衛生上支障がないように低減するために天井に必要とされる性能に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものである場合においては、適用しない。
第三十六條中「防火壁」の下に「防火床」を加える。
第四十八條第十五項本文中「よる許可」の下に「(次項において「特例許可」という。))」を加え、「よる意見の聴取を行」を「より意見を聴取し」に改め、同項ただし書を削り、同条第十六項中「前項」を「第十五項」に、「よる意見の聴取を行う」を「より意見を聴取する」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項の次に次の一項を加える。

16 前項の規定にかかわらず、特定行政庁は、第一号に該当する場合においては同項の規定による意見の聴取及び同同意の取得を要せず、第二号に該当する場合においては同項の規定による同意の取得を要しない。

一 特例許可を受けた建築物の増築、改築又は移転(これらのうち、政令で定める場合に限る。))
二 日常生活に必要な政令で定める建築物で、騒音又は振動の発生その他の事象による住居の環境の悪化を防止するために必要な国土交通省令で定める措置が講じられているものの建築について特例許可(第一項から第七項までの規定のただし書の規定によるものに限る。))をする場合

二 日常生活に必要な政令で定める建築物で、騒音又は振動の発生その他の事象による住居の環境の悪化を防止するために必要な国土交通省令で定める措置が講じられているものの建築について特例許可(第一項から第七項までの規定のただし書の規定によるものに限る。))をする場合

参考

(抜粋)

建築基準法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成三十年六月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第六十七号

建築基準法の一部を改正する法律

第一条 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項第二号中「第四十三條第二項」を「第四十三條第三項」に改める。

第十八條第二項に次のただし書を加える。

ただし、防火地域及び準防火地域外において建築物を増築し、改築し、又は移転しようとする場合(当該増築、改築又は移転に係る部分の床面積の合計が十平方メートル以内である場合に限る。)においては、この限りでない。

第二十三條中「次条」を削る。

第二十四條を削り、第二十四條の二を第二十四條とする。

第四十二條第一項中「一」を「いずれかに」に改め、同項第三号中「この章」を「都市計画区域若しくは準都市計画区域の指定若しくは変更又は第六十八條の九第一項の規定に基づく条例の制定若しくは改正によりこの章」に改め、同条第二項中「この章」を「都市計画区域若しくは準都市計画区域の指定若しくは変更又は第六十八條の九第一項の規定に基づく条例の制定若しくは改正によりこの章」に、「(前項)を(同項)に改め、同項ただし書中「がけ地」を「崖地」に改める。

第四十三條第一項ただし書を削り、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

一 その敷地が幅員四メートル以上の道(道路に該当するものを除き、避難及び通行の安全上必要な国土交通省令で定める基準に適合するものに限る。)に二メートル以上接する建築物のうち、利用者が少数であるものとしてその用途及び規模に関し国土交通省令で定める基準に適合するもので、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの

二 その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の国土交通省令で定める基準に適合する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したもの

第四十三條に次の一項を加える。

3 地方公共団体は、次の各号のいずれかに該当する建築物について、その用途、規模又は位置の特殊性により、第一項の規定によつては避難又は通行の安全の目的を十分に達成することが困難であると認めるときは、条例で、その敷地が接しなければならない道路の幅員、その敷地が道路に接する部分の長さその他その敷地又は建築物と道路との関係に關して必要な制限を付加することができる。

一 特殊建築物

二 階数が三以上である建築物

三 政令で定める窓その他の開口部を有しない居室を有する建築物

四 延べ面積(同一敷地内に二以上の建築物がある場合にあつては、その延べ面積の合計。次号、第四節、第七節及び別表第三において同じ。)が千平方メートルを超える建築物

五 その敷地が袋状道路(その一端のみが他の道路に接続したものをいう。)にのみ接する建築物で、延べ面積が百五十平方メートルを超えるもの(一戸建ての住宅を除く。)

第四十三條の二中「前条第二項に規定する」を「前条第三項各号のいずれかに該当する」に改める。

第四十五條第一項中「同条第二項」を「同条第三項」に、「基づく」を「基づく」に改める。

第五十二條第三項中(以下この項の下に「及び第六項」を、「共同住宅」の下に「若しくは老人ホーム等」を加え、同条第六項中「共同住宅」の下に「若しくは老人ホーム等」を加える。

第五十六條の二第一項ただし書中「場合」の下に「又は当該許可を受けた建築物を周囲の居住環境を害するおそれがないものとして政令で定める位置及び規模の範囲内において増築し、改築し、若しくは移転する場合」を加える。

第八十五條第三項中「存続しよう」を「存続させよう」に改め、同項ただし書中「存続する」を「存続させる」に改め、同条第五項中「類する仮設建築物」の下に「次項及び第一百一條第十号において「仮設興行場等」という。」を加え、「替えて」を「代えて」に、「及び第三十五條の三」を「、第三十五條の三及び第三十七條」に改め、同条に次の二項を加える。

6 特定行政庁は、国際的な規模の会議又は競技会の用に供することその他の理由により一年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等については、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認める場合においては、前項の規定にかかわらず、当該仮設興行場等の使用上必要と認める期間を定めてその建築を許可することができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。

7 特定行政庁は、前項の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならない。

第八十七條第二項中「第四十三條第二項」を「第四十三條第三項」に改め、同条第三項中「第二十四條」を削り、「第四十三條第二項」を「第四十三條第三項」に改める。

第九十九條第一項第八号中、「第二十四條」を削り、同項第十五号中「第二十四條」を削る。

第一百一條第一項第八号中「又は第五項」を削り、同項第十三号を第十五号とし、第九号から第十二号までを二号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の二号を加える。

九 第八十五條第四項の規定により特定行政庁が定めた期間を超えて応急仮設建築物を存続させた場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

十 第八十五條第五項又は第六項の規定により特定行政庁が定めた期間を超えて仮設興行場等を存続させた場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

第一百五條第一号中「第二十四條」を削る。

第一百六條第一項第一号中「第十二條の三第三項」を「第十二條の三第四項(第八十八條第一項において準用する場合を含む。）」又は第八十八條第一項」に改める。

第一百七條中「第四十三條第二項」を「第四十三條第三項」に改める。